別表第二の表二の第一の三のホの(7)の3の項中「*Chelonoidis nigra*」を「*Chelonoidis niger*」に改め、同表の第一の四のイの(1)中6の項を7の項とし、2の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の一項を加える。

2	*Amietophrynus channingi*（アミエトフリュヌス・カンニンギ）	昭和55年11月4日

別表第二の表二の第一の四のイの(2)を次のように改める。

(2)　みなみがえる科

1	*Telmatobius culeus*（チチカカミズガエル）	平成29年1月2日

別表第二の表二の第一の七中「肉鰭亜綱」を「シーラカンス綱」に改め、同表の第一の十のイに次のように加える。

(2)　ケポリダエ科

1	*Polymita*属（ポリュミタ属）　全種	平成29年1月2日

別表第二の表二の第二の(4)の9の項中「(*Escobaria leei*（エスコバリア・レエイ）を含む。)」を削り、同表の第二の(4)の10の項中「白斜子)」の下に「(*Mammillaria pectinifera* ssp. *solisioides*（マンミルラリア・ペクティニフェラ・ソリスィオイデス）を含む。)」を加え、同表の第二の(4)中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から17の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の第二の(4)の18の項中「(*Pediocactus bradyi* ssp. *despainii*（ペディオカクトゥス・ブラデュイ・デスパイニイ）及び*Pediocactus bradyi* ssp. *winkleri*（ペディオカクトゥス・ブラデュイ・ウィンクレリ）を含む。)」を削り、同項を同表の第二の(4)の17の項とし、同表の第二の(4)中19の項を18の項とし、20の項から22の項までを一項ずつ繰り上げ、23の項を22の項とし、同項の次に次の一項を加える。

23	*Sclerocactus blainei*（スクレロカクトゥス・ブライネイ）	平成29年1月2日

別表第二の表二の第二の(4)中35の項を39の項とし、32の項から34の項までを四項ずつ繰り下げ、31の項を33の項とし、同項の次に次の二項を加える。

34	*Sclerocactus sileri*（スクレロカクトゥス・スィレリ）	平成29年1月2日
35	*Sclerocactus wetlandicus*（スクレロカクトゥス・ウェトランディクス）	昭和58年7月29日

別表第二の表二の第二の(4)中30の項を32の項とし、25の項から29の項までを二項ずつ繰り下げ、24の項の次に次の二項を加える。

25	*Sclerocactus brevispinus*（スクレロカクトゥス・ブレヴィスピヌス）	昭和58年7月29日
26	*Sclerocactus cloverae*（スクレロカクトゥス・クロヴェラエ）	平成29年1月2日

別表第二の表二の第二の(4)の1の項中「*Chrysalidocarpus decipiens*（クリュサリドカルプス・デキピエンス）」を「*Dypsis decipiens*（デュプスィス・デキピエンス）」に改め、同表の第二の(20)中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表の第二の(20)に次の一項を加える。

4	*Zamia restrepoi*（ザミア・レストレポイ）	平成2年1月18日

別表第二の第一中(6)を(9)とし、(5)を(8)とし、(4)を(7)とし、同表の第一の(3)に次の一項を加える。

7	*Odontochilus tashiroi*（オオギミラン）	

別表第二の第一中(3)を(6)とし、(2)を(4)とし、その次に次のように加える。

(5)　ゆり科

1	*Chionographis koidzumiana* var. *kurokamiana*（クロカミシライトソウ）	

別表第三の第一中(1)を(3)とし、その前に次のように加える。

(1)　さといも科

1	*Arisaema heterocephalum* ssp. *okinawense*（オキナワテンナンショウ）	

(2)　うまのすずくさ科

1	*Asarum caudigerum*（オナガサイシン）	
2	*Asarum okinawense*（ヒナカンアオイ）	

別表第四の第一の1中リをヌとし、くからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　有鱗目

1	せんざんこう科	鱗（うろこ）、皮
		鱗（うろこ）を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの、皮革製品

別表第五中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	せんざんこう科	皮及びその加工品

別表第六の19の項中「キューバ」を「コロンビアのシスパタ湾マングローブ統合管理地区及びキューバ」に改め、同表の22の項中「インドネシア」の下に「、マレーシア」を加える。

附　則

(施行期日)

1　この政令は、平成二十九年一月二日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）